

農業委員会の掲示板

令和5年度の総会日程等のお知らせ

令和6年3月までの申請書の受付締切日及び総会審議日は、以下のとおりです。各種申請手続きをされる場合は、受付締切日、総会審議日に御留意願います。なお、総会審議日は、変更することがありますので、御了承ください。

総会審議日	申請書の受付締切日
令和5年 4月11日(火)	令和5年 3月15日(水)
令和5年 5月16日(火)	令和5年 4月17日(月)
令和5年 6月13日(火)	令和5年 5月15日(月)
令和5年 7月11日(火)	令和5年 6月15日(木)
令和5年 8月10日(木)	令和5年 7月18日(火)
令和5年 9月12日(火)	令和5年 8月15日(火)
令和5年10月11日(水)	令和5年 9月15日(金)
令和5年11月14日(火)	令和5年10月16日(月)
令和5年12月12日(火)	令和5年11月15日(水)
令和6年 1月16日(火)	令和5年12月15日(金)
令和6年 2月14日(水)	令和6年 1月15日(月)
令和6年 3月12日(火)	令和6年 2月15日(木)

京都市農委だより 第54号



がんばっている農業者
 ふなこし やすひで おさむ
伏見区向島 船越 保秀さん 修さん

農業者年金ニュース 加入者増えてきています!

税制対策 のひとつとして、農業者年金に加入される方が増えてきています!

- *全額が社会保険料控除の対象
- *農業者年金加入の御家族様の分すべてが対象になります



農業者年金は、一生涯、給付されます!

積み立てた保険料をもらいきると支給がおわる...ではありません!

長生きされてもずっともらえる、農業者だけのお得な年金です

農業委員会まで お気軽に 御相談ください

本庁窓口/所在地:京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488京都市役所本庁舎地下1階
 TEL:075(222)4050、FAX:075(212)9084
 京北窓口/所在地:京都市右京区京北周山町上寺田1-1京北合同庁舎1階
 TEL:075(852)1825、FAX:075(852)1827
 ホームページアドレス
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



今回は、向島で有機、減農薬で農業をされている船越保秀さんと御両親にお話しを伺いました。保秀さんは、祖父にあこがれて学校卒業後すぐに就農され、現在6年目。船越農園として御両親とともに農業をされていますが、経営はすでに独立し、農作業のほとんどを担っておられます。

レタスやナスをはじめとしたさまざまな野菜とお米を栽培しておられますが、船越農園では、これらの野菜作りにコーヒー豆かすを利用し、有機栽培、減農薬に取り組まれています。

野菜を卸していたレストランからの提案がきっかけで、コーヒー豆かすを使い始め、試行錯誤のすえ、発酵させて肥料とするほかにも、虫よけや保湿、防草としても利用されていました。本来であれば捨てられてしまうコーヒー

豆かすを再利用することで、ごみを減らすことにもつながっています。環境にやさしい方法で栽培した、安心でおいしい野菜を消費者に届けたいという強い想いを感じました。3.5トンものコーヒー豆かすを使用し、手間暇かけて作られた野菜は、直売のほか、市内の飲食店やホテルなどで使われているそうです。

向島の美しい景色を守り、近郊農家の特徴を生かして、新鮮で安心安全な野菜を届けたいとおっしゃる船越さん。魅力ある取り組みで、若くからこだわりの野菜作りをされている保秀さんと温かく見守ってられる御両親の姿がとても印象的でした。今後の御活躍が楽しみです。

(取材委員 藤田 親正)



コーヒー豆かすが丁寧にまかれている

もくじ

- *がんばっている農業者(船越 保秀さん、修さん)..... 1
- *農業委員会掲示板(農地法第3条下限面積要件廃止、違反転用、おくやみ)..... 2
- *農業委員会掲示板(農地の賃借料情報、新農地利用最適化推進委員紹介)..... 3
- *農業委員会掲示板(令和5年度の総会日程等のお知らせ、農業者年金ニュース)..... 4

農地のごことは農業委員会へ!

農業委員会の掲示板

～農地法第3条の下限面積要件がなくなります～

農業従事者の減少が加速化する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農地関連法が改正されました。

この中で農地法の一部改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、農地の耕作目的での権利取得（農地法第3条）時に求めていた下限面積要件が廃止され、令和5年4月1日から施行されます。

これに伴い、本委員会で設定している下限面積〔原則30アール（一部地域10アール）、空き家付随農地0.01アール〕についても、全て廃止することとなります。

ただし、農地の耕作目的での権利取得（農地法第3条）に必要なその他の要件については、引き続き継続となりますので、以下の内容を御確認ください。

適用開始日

令和5年4月1日

農地法改正後も継続する主な要件

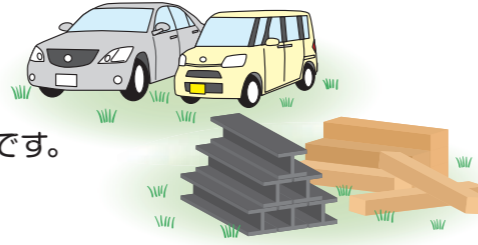
全部効率利用要件	申請地を含め、所有又は借りている農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められること
農作業常時従事要件	申請者または世帯員等が、農作業に常時従事すると認められること
地域との調和要件	取得後に行う耕作の内容及び農地の位置・規模等からみて、周辺の農地利用に支障を生じさせないこと



STOP!! 農地の違反転用

農地転用とは？

農地に住宅や倉庫を建てたり、農地を駐車場や資材置場として利用したりするなど、農地を耕作以外の目的で利用することです。農地を転用するには、事前に許可申請または届出の手続きが必要です。



手続きせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。農地への復元には相当の費用と時間がかかります。

なお、農業用倉庫などの農業用施設を設置する場合も、許可や届出が必要です。

違反転用には厳しい措置が・・・

3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

◆◆◆ 農地転用をお考えの場合は、事前に農業委員会事務局へ御相談ください ◆◆◆

おくやみ

農地利用最適化推進委員として本市の農業振興に御尽力されました安田茂さん（西京区桂）と澤井隆寧さん（伏見区醍醐）が御逝去されました。

ここに深く哀悼の意を表すとともに、御冥福をお祈りいたします。

農地の賃借料情報の提供について

農業委員会では、農地法の規定に基づき、農地の賃貸借の目安となるように、毎年、10アール当たりの賃借料について、地域の実勢をお知らせしています。今回、お知らせする情報は、令和4年1月から12月までに賃貸借された農地の賃借料の統計です。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、法的拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものですので、実際に賃借料を決定する際には貸し手と借り手で十分に協議して決定してください。

（金額は10a当たり/年）

地域区分		利用目的			<参考> 使用賃借 (無償) の割合	
		水稲	野菜・果樹	タケノコ		
市街化区域		(実勢値なし)			67%	
市街化調整区域 及び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除く	平均額	¥8,600	¥22,400	¥5,400	36%
		最低額～最高額	¥4,700～¥13,700	¥11,700～¥51,500	¥4,900～¥6,300	
		筆数	48筆	95筆	9筆	
	中山間 地域	平均額	¥2,700	(実勢値なし)	(実勢値なし)	53%
		最低額～最高額	¥2,500～¥5,600	—	—	
		筆数	27筆	—	—	
京北地域	平均額	¥2,500	¥9,700	(実勢値なし)	93%	
	最低額～最高額	¥1,500～¥2,900	¥7,500～¥10,000	—		
	筆数	5筆	10筆	—		

※中山間地域：北区(大宮の一部(氷室)・小野郷・中川・雲ヶ畑)、左京区(大原の一部(百井)・花脊・広河原・久多) 右京区(嵯峨北部)、西京区(大原野の一部(小塩・石作・外畑・出灰)、伏見区(醍醐の一部(陀羅谷))
※平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情報は、特殊な取り引きに係るデータとして集計から除いています。
※情報量の問題(データが5件未満)により、賃借料情報を示せない区分があります。

新農地利用最適化推進委員紹介

第2区



近藤 進
桂

第2区



内海 俊明
醍醐

欠員が生じていたため再募集を行い、新たに2名、農地利用最適化推進委員として就任していただきました。

また、農地利用最適化推進委員委員長は中西勉委員、同副委員長は岡本弥一郎委員、安平次均委員、上野進委員となりました。

これからも、京都市農業委員会の総力を挙げて、委員会活動に取り組んでいきます。